

平成三十年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案参照条文

○ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）

（交付税の総額）

第六条 所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入額の百分の五十、消費税の収入額の百分の二十二・三並びに地方法人税の収入額をもつて交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入見込額の百分の五十、消費税の収入見込額の百分の二十二・三並びに地方法人税の収入見込額に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

（交付税の種類等）

第六条の二 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前条第二項の額の百分の九十四に相当する額とする。

3 毎年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前条第二項の額の百分の六に相当する額とする。

（特別交付税の額の変更等）

第六条の三 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額をこえる場合においては、当該超過額は、当該年度の特別交付税の総額に加算するものとする。

2 （略）

(普通交付税の額の算定)

第十条 普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（以下本項中「財源不足額」という。）とする。ただし、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付税の総額をこえる場合においては、次の式により算定した額とする。

$$\text{当該地方団体の財源不足額} - \text{当該地方団体の基準財政需要額} \times \left(\frac{\text{財源不足額の合算額} - \text{普通交付税の総額}}{\text{基準財政需要額の合算額} - \text{普通交付税の総額}} \right)$$

3 総務大臣は、前二項の規定により交付すべき普通交付税の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。但し、交付税の総額の増加その他特別の事由がある場合においては、九月一日以後において、普通交付税の額を決定し、又は既に決定した普通交付税の額を変更することができる。

4～6 (略)

(減額し、又は返還された交付税の額の措置)

第二十条の三 前条第四項又は地方財政法第二十六条第一項の規定により、交付すべき交付税の額の全部又は一部を減額した場合においては、その減額した額は、当該年度の特別交付税の総額に算入する。

2 第十九条第二項から第五項まで、前条第四項又は地方財政法第二十六条第一項の規定により、すでに交付した交付税の額の全部若しくは一部を返還させ、又は加算金を納付させた場合においては、その返還され、又は納付された額は、当該返還され、若しくは納付された年度の翌年度又は翌翌年度において、第六条第二項の規定により当該年度分として交付すべき交付税の総額に算入し、当該算入した年度の特別交付税の総額に算入する。

（平成三十年度分の交付税の総額の特例）

第四条 平成三十年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第四号までに掲げる額の合算額に六千七百五十億円を加算した額から第五号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための三千二百五十七億三千七百四万円を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成三十一年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則第四条の二第二項の規定において平成三十年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 三千三百六十七億円

三 平成三十年度における交付税の総額を確保するため前二号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 千六百五十五億三千四百五十万円

四 平成三十年度における借入金額の額に相当する額 三十一兆六千六百七十二億九千五百四十万八千円

五 平成二十九年分における借入金額の額に相当する額 三十二兆百七十二億九千五百四十万八千円

六 平成三十年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 八百四億円

七 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成三十年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 二千三百五十四億八千四百四十万円

（平成三十年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例）

第十一条 平成三十年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返

還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び平成三十年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条第一項の規定により平成三十年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する平成二十九年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条に規定する震災復興特別交付税に充てるための三千二百五十七億三千七百四万円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成三十年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び平成三十年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び平成三十年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。